



平成 18 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名	関西電力株式会社
代 表 者 名	取締役社長 森 詳介
コ ー ド 番 号	9 5 0 3
上 場 取 引 所	東京・大阪・名古屋 市場第一部
問 合 せ 先	経 理 部 長 杉 本 康
T E L	0 6 - 6 4 4 1 - 8 8 2 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 82 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- a. 本会社に設置する機関をあらためて定めるため、変更定款案第 4 条(機関)を新設するものであります。
- b. 株券を発行する旨をあらためて定めるため、変更定款案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- c. 単元未満株式についての権利を定めるため、変更定款案第 11 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- d. 株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主のみなさまに提供したものとみなす対応ができるよう、変更定款案第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- e. 必要に応じ書面または電磁的方法により、取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第 23 条(取締役会の決議の要件)に第 2 項を新設し、変更定款案第 29 条とするものであります。
- f. 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

g．旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更するものであります。

- (2) 株主のみなさまへのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、変更定款案第 12 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (3) 取締役会を活性化し、意思決定の迅速化および監督機能の強化を図るため、取締役数を削減することに伴い、現行定款第 17 条（取締役の定員）を変更し、変更定款案第 23 条とするものであります。
- (4) 当社第 3 回転換社債が満期償還を迎えたことに伴い、現行定款第 38 条（転換社債の転換と配当）を削除するものであります。
- (5) 上記各変更に伴う条数の変更および一部表現等の整備を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日（予定）

以　上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 電気事業 2 熱供給事業 3 電気通信事業 4 情報処理及び情報提供サービス事業 5 ガス供給事業 6 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 7 鉄道事業法による運輸事業 8 不動産の売買、賃貸借及び管理 9 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 10 前各号に附帯関連する事業 (公告方法) 第4条 本会社の公告は、大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載してこれを行う。 第2章 株 式 (株式総数) 第5条 本会社の発行する株式の総数は、17億8,405万9,697株とする。	第1章 総 則 (目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気事業 (2) 熱供給事業 (3) 電気通信事業 (4) 情報処理及び情報提供サービス事業 (5) ガス供給事業 (6) 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 (7) 鉄道事業法による運輸事業 (8) 不動産の売買、賃貸借及び管理 (9) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (10) 前各号に附帯関連する事業 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 < 本条新設 > (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、17億8,405万9,697株とする。 (株券の発行) 第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。 < 本条新設 >

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(自己株式の買受け) <u>第5条の2</u> 本公司は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u> (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) <u>第6条</u> 本公司の1単元の株式の数は、100株とする。 本公司は、株式取扱規則に定める場合を除き、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。 (株券の種類) <u>第7条</u> 本公司の発行する株券の種類は、取締役会の決議により定める。	(自己の株式の取得) <u>第8条</u> 本公司は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> (単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 本公司の単元株式数は、100株とする。 2 本公司は、<u>第7条の規定にかかわらず、株式取扱規則に定める場合を除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> (株券の種類) <u>第10条</u> 本公司の発行する株券の種類は、取締役会の決議によって定める。 (単元未満株式についての権利) <u>第11条</u> 本公司の株主(実質株主を含む。以下同じ。) <u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(3) 次条に定める請求をする権利</u> < 本条新設 > (単元未満株式の買増し) <u>第12条</u> 本公司の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> < 本条新設 >
(名義書換代理人) <u>第8条</u> 本公司は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>本公司の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> <u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</u>	(株主名簿管理人) <u>第13条</u> 本公司は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>本公司の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(株主の氏名、住所等の届出) 第 9 条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)、質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を本会社の<u>名義書換代理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様である。 外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社の<u>名義書換代理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様である。 第 1 項の規定は、前項の代理人にこれを準用する。 (株式の取扱) 第 10 条 本会社の株式の<u>名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱及び手数料は、取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。 (基準日) 第 11 条 本会社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿</u>に記載又は記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とする。 第 3 章 株 主 総 会 (招集の時期及び招集者) 第 12 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、必要ある毎に社長が招集する。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに当る。	(株主の氏名、住所等の届出) 第 14 条 株主、<u>登録株式質権者</u>又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を本会社の<u>株主名簿管理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様である。 2 外国に居住する株主、<u>登録株式質権者</u>又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社の<u>株主名簿管理人</u>に届け出るものとする。その変更があったときもまた同様である。 3 第 1 項の規定は、前項の代理人にこれを準用する。 (株式取扱規則) 第 15 条 本会社の株式に関する取扱及び手数料は、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。 (基準日) 第 16 条 本会社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿</u>に記載又は記録された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 第 3 章 株 主 総 会 (招集の時期及び招集者) 第 17 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月に、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に</u>社長が招集する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(議長) <u>第13条</u> 株主総会の議長は、社長がこれに当る。 社長に事故があるときは、<u>前条第2項</u>の規定を準用する。 (決議の要件) <u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合又は定款に別段の定めのある場合の<u>外</u>は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) <u>第15条</u> 株主は、議決権を有する本会社の他の株主<u>に委任して、その議決権を行使することができる。この場合</u>においては、本会社に<u>委任状を提出するものとする。</u> (株主総会の議事録) <u>第16条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名なつ印又は電子署名を行うものとする。 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) <u>第17条</u> 本会社に、<u>取締役32名以内を置く。</u>	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第18条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 < 本条新設 > (議長) <u>第19条</u> (第1項 現行どおり) 2 社長に事故があるときは、<u>第17条第2項</u>の規定を準用する。 (決議の要件) <u>第20条</u> 株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合又は定款に別段の定めのある場合の<u>ほか</u>は、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (議決権の代理行使) <u>第21条</u> 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 <u>前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u> (株主総会の議事録) <u>第22条</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</u> 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) <u>第23条</u> 本会社の<u>取締役は、20名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(取締役の選任) <u>第 18 条</u> 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) <u>第 19 条</u> 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。 (取締役会及びその招集通知) <u>第 20 条</u> 取締役会は、<u>取締役をもって構成する。</u> 取締役会は、社長がこれを招集する。 社長に事故があるときは、<u>第 12 条第 2 項の規定を準用する。</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の議長) <u>第 21 条</u> 取締役会の議長は、社長がこれに当る。 社長に事故があるときは、<u>第 12 条第 2 項の規定を準用する。</u> (取締役会の権限) <u>第 22 条</u> 取締役会は、<u>本会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</u> (取締役会の決議の要件) <u>第 23 条</u> 取締役会の議事は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。</u>	(取締役の選任) <u>第 24 条</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) <u>第 25 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。 (取締役会及びその招集通知) <u>第 26 条</u> 取締役会は、<u>すべての取締役で組織する。</u> 2 取締役会は、社長がこれを招集する。 3 社長に事故があるときは、<u>第 17 条第 2 項の規定を準用する。</u> 4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の議長) <u>第 27 条</u> (第 1 項 現行どおり) 2 社長に事故があるときは、<u>第 17 条第 2 項の規定を準用する。</u> (取締役会の権限) <u>第 28 条</u> (現行どおり) (取締役会の決議の要件) <u>第 29 条</u> 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u> 2 本会社は、<u>会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> < 本項新設 >

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名なつ印又は電子署名を行うものとする。 (代表取締役) 第25条 取締役会の決議により、社長1名を置き、なお副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。 (代表取締役の業務執行) 第26条 社長は、会社の業務を統括する。 副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し会社の業務を執行する。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、副社長中の1名が、社長、副社長共に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、専務取締役中の1名が代理する。 (会長及び副会長) 第27条 取締役会の決議により、会長及び副会長各1名を置くことができる。 会長及び副会長は、各自本会社を代表する。 会長は、会社の業務を総理し、副会長は、会長を補佐する。 会長を置いた場合には、社長は会社の業務の執行を統括する。この場合には、<u>第12条、第13条、第20条及び第21条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u> (取締役の責任免除) 第27条の2 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。	(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。</u> (代表取締役) 第31条 取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。 2 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。 (代表取締役の業務執行) 第32条 (第1項 現行どおり) 2 副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐し会社の業務を執行する。 3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、副社長中の1名が、社長、副社長共に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、専務取締役中の1名が代理する。 (会長及び副会長) 第33条 取締役会の決議によって、会長及び副会長各1名を置くことができる。 2 会長及び副会長は、各自本会社を代表する。 3 会長は、会社の業務を総理し、副会長は、会長を補佐する。 4 会長を置いた場合には、社長は会社の業務の執行を統括する。この場合には、<u>第17条、第19条、第26条及び第27条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u> (取締役の責任免除) 第34条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第28条 本会社に、監査役7名以内を置く。 (監査役の選任) 第29条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 (監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 (常任監査役) 第31条 監査役の互選により、常任監査役若干名を置く。 常任監査役は、常勤とする。 (監査役会及びその招集通知) 第32条 監査役会は、監査役をもって構成する。 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の要件) 第33条 監査役会の議事は、法令に別段の定めのある場合の外は、監査役の過半数をもって決する。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名なつ印又は電子署名を行うものとする。	第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第35条 本会社の監査役は、7名以内とする。 (監査役の選任) 第36条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 (常任監査役) 第38条 監査役会の決議によって、常任監査役若干名を置く。 2 常任監査役は、常勤とする。 (監査役会及びその招集通知) 第39条 監査役会は、すべての監査役で組織する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の要件) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第41条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(監査役の責任免除) 第34条の2 本会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 第6章 計 算 (営業年度) 第35条 本会社の<u>営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (利益配当金の支払) 第36条 利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に支払うものとする。</u> 利益配当金が、支払開始の日から5年を経過してもなお受取られないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 (中間配当) 第37条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に、<u>中間配当として金銭の分配を行うことができる。</u> 前条第2項の規定は、<u>前項の金銭の分配</u>にこれを準用する。 (転換社債の転換と配当) 第38条 転換社債の転換により発行された株式に対する<u>利益配当又は前条第1項の金銭の分配については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。</u>	(監査役の責任免除) 第42条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 第6章 計 算 (事業年度) 第43条 本会社の<u>事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</u> (剰余金の配当) 第44条 本会社は、株主総会の決議によって、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u> 2 前項の配当が、支払開始の日から5年を経過してもなお受取られないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 (中間配当) 第45条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、<u>中間配当を行うことができる。</u> 2 前条第2項の規定は、前項にこれを準用する。 < 本条削る >

以 上